

「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」及び「厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準」の改正に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年4月12日
厚生労働省

今般改正された「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」及び「厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準」については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定により、これまで条例により規律されていた地方公共団体等における個人情報の取扱い並びに開示、訂正及び利用停止請求等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により規律されることとされたことに伴い追加される条項に対応して所要の規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～

七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室